The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	歓喜光寺蔵 伝伏見院筆 拾遺和歌集をめぐって
Author(s)	片桐, 洋一
Citation	語文. 1981, 38, p. 27-38
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68676
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

歓喜光寺蔵
伝伏見院筆

拾遺和歌集をめぐって

片桐洋一

一

今は山科区の大宅に移転している六条道場歓喜光寺所蔵の伝伏見院筆「拾遺和歌集」下巻一冊は、巻十一以降のみの零本だが、上巻は島津忠夫氏が紹介され[注1]、私自身も『拾遺和歌集の研究　校本篇・伝本研究篇』で異本第一系統と規定し、校異を採録した佐賀県多久市立図書館の伝伏見院筆「拾遺和歌集」上巻一冊とツレになるものであることは間違いない。

同本は縦横とも一五・五センチ、桝形列帖装の一冊である。緑色雲文緞子包表紙は江戸中期のものであるが、鳥の子紙の元表紙が続き、その左上方に打ちつけ書きにて「拾遺和歌集巻下　伏見院御手跡」と記されている。伏見院の真跡でないことははっきりしているが、室町時代ごく初期の書写と見てよいものである。

料紙は鳥の子、一面十一行ないしは十二行、和歌は二行に写す。第一帖は五紙を重ねて二つに折って十丁、第二帖から第七帖までは九枚を二つに折って十八丁としたものを合せて一括しているのだが、注意すべきは第三帖の九紙十八丁と第四帖の九紙十八丁が前後誤まって綴じられているゆえに巻十三・八一七の歌の次に巻十五・九八〇が続き、そのまま巻十七・一〇八五に至って、その次にこの本独自の一四二の重出があって、再び巻十三に戻り、八一八が始まると

歓喜光寺本

web公開に際し、画像は省略しました

多久図書館本

いう混乱が見られるが、これは該本のみの錯簡であって、綴糸を解いて綴じ直せば、簡単に復原出来るものである。

しかし、この本自体の書写態度が悪かったり、この本が用いた書本や祖本の書写態度が悪かったために、上巻以上に本文が乱れ、脱落や混乱が多々見られるのである。

まず、巻十一では、六三七「ながからじと……」(注2)の詞書と歌、六四四「やまびこは……」の詞書と歌、六九七「君をのみ……」の歌を欠く。また六六四もなく「タマスダレスケルコヽロヲミルカラニツラシテフコトカケヌマハナシ」と細字で書き入れているが、これは第二異本系の北野天満宮本と近似していて、後述する歓喜光寺本本文の一般的傾向と一致するので、脱落に気づいて補入したものと見るべきかと思う。

巻十二では、七三一「うしと思ふ……」と七七〇「しのぶれば……」の二首を欠く。特に後者の場合は「題不知　勝観法師」を残して歌だけと次の七七一の作者名を脱しているので以下数首が勝観法師の歌になるという、とんでもない結果になっているのである。

巻十三では、七九一「てる月も……」、八二四「かりてほす……」、八三九「しめゆはぬ……」の詞書・作者名・和歌を欠くが、特に七九一は「拾遺抄」段階から存する歌であって、後の脱落とするほかはない。

巻十四では、八五三「みなといりの……」の詞書・作者名・歌と八五四「いはしろの……」の歌がなく、八六一の和歌「身ははやく……」、八九八の和歌「うちとなく……」と、続く八九九の詞書と作者名、九一八の詞書を脱するほか、八七六の歌を脱して「ナミダガハヲツルミナカミハヤケレバセキゾカネツルソデノシガラミ」と欄外に補入しているのである。

次は巻十五、ここでは九六五の「わがごとく……」から九七六の「ほのかにも……」までの十二首をまったく脱しているのは該本が落丁のある本を知らずに書写したとしか言いようがないが、ほかに九八三「わたつ海の……」の第一句から九八五の初句までと、九八九「かくばかり……」を欠いているというように、ここでもその欠陥を露呈しているのである。

次の巻十六でも、一〇〇九「花の色は……」、一〇一〇「折りてみる……」の二首を詞書・作者名ともども欠いているほか、一〇一

八「たごの浦に……」の詞書・作者名・和歌のすべて、同じく一〇四二「をちかたの……」の詞書・作者名・和歌、さらに一〇五〇「ひのもとに……」の和歌だけと次の一〇五一の詞書、一〇五四の詞書の一部、一〇六一「やな見れば……」の詞書・作者名・和歌、一〇六三の「春すぎて……」の作者名・和歌と次の一〇六四の詞書を欠落しているのである。

巻十七では、一一一三「秋風の……」の詞書と作者名、そして一一四〇の詞書を欠く。

巻十八では、一一七五の和歌「すみそむる……」と、続く一一七六の詞書を欠き、一一七九の詞書・作者名・和歌、一一八〇の作者名、一一八一の和歌、一一八二の和歌を欠くなど、連歌部分の書写状態がひどく混乱しているほか、一一九四「君とはで」の詞書と歌、一二〇三「いかでかは……」の詞書・作者名・和歌を欠いているのである。

次の巻十九では、一二二五「しのびつつ……」の和歌と続く一二二六の詞書、一二三六の「題しらず　よみ人しらず」から一二三八の歌までの三首、一二五四の歌「世とともに……」、一二六三の作者名と和歌「それならぬ……」、一二六八の「滝の水……」の詞書・作者名・歌を欠いている。

最後に巻二十では、一二九五の和歌「藤衣……」と一二九七「墨染の……」の詞書・作者名・和歌、一三〇九「こふるまに……」の詞書・作者名・和歌、一三一三「うきながら……」、一三一四「世の中を……」の詞書・作者名・和歌、一三四九「かびらえに……」の詞書・作者名・和歌、一三五一の「いかるがや……」の詞書と和歌を欠くというように、まことにはなはだしい欠脱ぶりなのである。

これらの中には、異本第二系統の北野天満宮本が欠く六三七、異本第一系統の堀河本・天理図書館甲本[注3]が欠く九八九のように、異本系伝本の系統上の特色とすべきものもないではないが、一〇五〇の歌が次の一〇五一の詞書と共に存しないこと、一〇六三の和歌が次の一〇六四の詞書と共に存しないこと、あるいは一二六三では詞書はありながら和歌が存しないというようなことから考えると、これらの欠脱の多くは「拾遺集」の成立過程にかかわるようなものではなく、該本もしくはその書本・祖本の杜撰な書写・伝流の過程に生じた脱落としか考えられないのである。

二

以上見て来た本文の脱落は、まさしく欠陥としか言いようのないものであったが、かような数々の欠陥を持ちながらも、この歓喜光寺本は、「拾遺和歌集」の現存伝本の中で、まことに重要な意義を担っているのである。

先に六三七「ながからじ……」の歌を持たぬのは異本第二系統の北野天満宮本と共通し、九八九の「かくばかり……」を持たぬのは異本第一系統の堀河本・天理甲本と共通すると、この歓喜光寺本の異本系、つまり非定家本系的性格を指摘したのであるが、同じことは、逆に重出歌の場合についても言えるのである。以下、それを表にして示してみよう。

歓喜光寺本の和歌重出

	歓喜光寺本と一致		
	堀河本	天理甲本	北野天満宮本
巻十三・八二〇の次に人丸の「郭公なくや	○	○	○

さ月の……」（夏・一二五）を重出			
巻十七・一〇七五の次に坂上郎女の「郭公いたくなきそ……」（夏・一二〇）を重出	○	×	×
巻十七・一〇八五の次に躬恒の「ひこぼしのつままつ……」（秋・一四二）を重出	○	×	×
巻十七・一一五〇の次に人丸の「あしひきの山ぢも……」（冬・二五二）を重出	×	×	○
巻十九・一二六九の次に読人不知「君とはでいくよになりぬ……」（雑賀・一一九四）を重出（注4）	○	○	×
巻二十・一三二一の次にその類歌「かり山のいはねにとまた……」を重出	○	○	×

以上は、歓喜光寺本の和歌重出が第一異本系の堀河本・天理甲本の両者、あるいはいずれか一方と共通した形をとっていたり、第二異本系の北野天満宮とのみ一致することもあったりして、この歓喜光寺本が第一異本系にも第二異本系にも分類しがたいことを示しているのであるが、実際、この歓喜光寺本は、第一異本系にも第二異本系にも属さぬ重出歌を含んでいるのである。

まず、巻十三・七七二「今日さへや……」の次に、

人丸

としにありて一夜をいもにひこほしのわれにまさりておもふらめやは

という秋・一四八が重出しているのも独自であるし、巻十五・九六二の「まだしらぬ……」の次に、

しめてこそちとせの春はきつゝみめ松もてたゆくなにかひくべき

という雑春・一〇二四の歌を重出しているのも独自であるし、さらに同じく巻十五・九九九「かしまなる……」の次に、

しほみてばいりぬるいそのくさなれやみらくすくなくこふらくおほき

という恋五・九六七を重出していたと思われるし（注5）、巻十九・一二七三「たのめつつ……」の次に、

なき名のみたつたの山のふもとにはよにもあらしの風やふくらん

という雑下・五六一の歌を重出しているなど、いずれも、定家本は勿論、他の非定家本（異本）にも見られぬ特殊な現象であり、かつ撰集の過程において重出に気づけば一方を省くことが当然であろうことを考えると、この歓喜光寺本が意外にも、「拾遺集」成立過程における、かなり古い本文を伝えているのではないかと思われて来るのであるが、その傍証にもなり得る事例を一つ示しておきたい。

巻二十・一二七八「君まさばまづぞおらまし桜花風のたよりにきくぞかなしき」の次に、この歓喜光寺本は

題不知　　読人不知

ゆめのうちのはなにこゝろをつけてこそこのよの中はおもひしらるれ

という一首を持つが、第一異本系の堀河本や天理甲本では一二七八の「君まさば……」の歌がなく「ゆめのうちの……」が代りにここに入り込んでいるのに対して、第二異本系の北野天満宮本では「君まさば……」と「ゆめのうちの……」の二首を歓喜光寺本と同様に

保持しているのである。「君まさば……」は「拾遺抄」の段階からあるのだから、これに「ゆめのうちに……」を加えたのが「抄」から「集」になった最初の段階であったのだろうが、これを加えるために「君まさば……」を切り出してしまった第一異本系、両者のいずれをとるか思案した後、「抄」に従って「君まさば……」をとった定家本というように、その過程を推定することは許されないことであろうか。いずれにせよ、前章で述べた書写・伝承の杜撰さとは全くうらはらに、この歓喜光寺本は、意外に重要な本文を伝えていることは確かなのである。

三

このように注意すべき歓喜光寺本「拾遺和歌集」の本文をまず詞書から見よう。

巻十七・一〇九八は、天福本では、

房の前栽見に女どもまうできたりければ　　僧正遍昭

とあるが、歓喜光寺本では、

嵯峨野にすみ侍けるころ、坊の前栽みに女どもまうできたりければ　　僧正遍昭

となっていて、「集」の異本系諸本や「抄」の諸本とほぼ一致する。

また、巻十二・八一〇、天福本には、

ひろはたのみやす所ひさしう内にもまいらざりける夢になむれいのやうにて内にさぶらひたまひつると人のいひ侍けるをきゝて

とあるが、歓喜光寺本では、

ひろわたのみやすどころ、かうじてみて(ママ)、うちへひさしくまいりたまはざりけるころ、ちゝのおほゐまうちぎみのゆめになん、れいのたうのやうにてさぶらひたまへるといひたりけるをきゝて　　御息所

となっている。北野天満宮本だけ「れいのたう（「当」か）のやうにて」とあって、他は「れいのやうにて」だが、この点を除けば、異本系はすべて歓喜光寺本に一致している。

次は巻十七・一一五二の詞書と作者名。天福本では、

雪をしまゞのかたにつくりて見侍けるに、やう〳〵きえ侍ければ　　中務のみこ具平

となっているが、歓喜光寺本では、第二異本系の北野天満宮本と一致して、

中務親王家に、雪をしまゞのかたにつくりて侍りけるが、やう〳〵きえ侍りければ　　家主親王

となっている。「その家の主の親王」という形で、詞書の「中務親王家」を承けた表現なのである。いっぽう第一異本系の堀河本では、

中務卿親王家、雪をしまゞのかたにつくりて、やう〳〵きえければ　　中務親王

となっている。「中務親王」と作者名を書いて勅撰和歌集らしい体裁を保とうしたかに見えることを思えば、これよりも歓喜光寺本の方が古い形を伝えているのではないかと思われるのである。

巻十八・一二〇二の例をもう一つ。天福本では、

入道摂政まかりかよひける時、女のもとにつかはしけるふみを見侍て　　春宮大夫道綱母

となっているが、歓喜光寺本では、この場合も第二異本系の北野天満宮本と一致して、

入道摂政、東宮大夫の母の許にまかりかよひ侍りける時、女の許につかはしける文をみて

とあって、作者名表記がない。勅撰和歌集でありながら、すべてを詞書にまかせて作者名表記がないのが落ちつかなかったのか、第一異本系の堀河本・天理甲本は詞書は歓喜光寺本や北野天満宮本とほぼ同じながら、「倫寧女」という作者名表記を持つ。堀河本の作者名表記は「大納言道綱母」「一〇二・五三〇・九一二・一三三九）か「東宮大夫道綱母」（一一七二）であって「倫寧女」はおかしい。詞書の「東宮大夫」にすべてをまかせて作者名表記を持たぬ歓喜光寺本や北野天満宮本が最も古い形を保っていて、それに注として加えられた「倫寧女」を作者名表記にしてしまった堀河本のような第一異本系がこれに次ぎ、「春宮大夫道綱母」という形に整えてしまった天福本のような通行の本が最も新しいという見方が成り立つのではないかと思われて来るのである。

このように見て来ると、歓喜光寺本の詞書は異本系、なかでも第二異本系の北野天満宮本に最も近く、天福本などの定家本系と対立する本文、しかもかなり古態を留めた本文を持っていることが知られて来るのであるが、この歓喜光寺本自体の独自本文も、実は存在しているのである。

たとえば、巻十六・一〇六六は、天福本には、

四月朔日よみ侍ける

とあり、異本系の諸本も、これにほぼ一致するが、歓喜光寺本だけが、

三月の晦に、これかれまうできて、さけのみ侍りけるついでに

という独自本文になっている。歓喜光寺本の形が本来の形であったのに、直前の一〇六四と一〇六五の贈答が「四月一日」のものであったゆえに、他本は「三月晦」を「四月朔日」に改めたのではないかと思われて来るのである。

同じく一〇八〇、天福本には、

一条摂政の北方ほかに侍けるころ、女御と申しける時

贈皇后宮

とあり、異本系の諸本もおおむねこれに一致する。しかるに、歓喜光寺本だけは、

一条摂政北方ほかに侍けるころ、贈皇后東宮の女御と申ける時

と作者名を含み込んだ形になっているが、この方がよくわかる。他本は勅撰集としての体裁を整えるべく詞書から作者名表記に歌の作者の呼称を移行させたために文脈が乱れ、わかりにくくなってしまったのである。

四

以上、歓喜光寺本の詞書の実態を見るために例にあげたいくつかの詞書の書き方は、作者名の表記法とも深くかかわっていたのであるが、この章では、作者名表記に限定して、歓喜光寺本の性格を追求してみようと思う。

歌番号	天福本	歓喜光寺本	歓喜光寺本と一致する本
650	九条右大臣	ナシ	堀・天甲
734	たゞみ	読人不知	堀・天甲・北・抄諸本
735	したがふ	よしのぶ	堀・天甲・抄諸本
793	たゞみね	人丸	堀・天甲
800	（よみ人しらず）	源巨樹	北・抄島・抄宮（注6）

898	中務	伊勢	堀・天甲
906	伊勢	ナシ	堀・天甲
941	大中臣能宣	大中臣輔親	堀イ本・北・抄諸本
1099	よみ人しらず	躬恒	堀・抄諸本
1235	兵衛	兵衛督	堀・天甲・北
1291	(よみ人しらず)	貫之	堀・天甲・北・抄諸本

というように、作者名表記においても、歓喜光寺本は「集」の異本系や「抄」の現存諸本の側にあって、天福本を中心とする定家本系諸本と対立する傾向にあることは明白であるが、歓喜光寺本のみに見られる作者名表記も、実は数多く存するのである。

もっとも、その中には、天徳四年内裏歌合の歌の作者「忠見」を「忠岑」とするような、どうしようもない誤り（六二一）に類するものもあるが、簡単に否定し去ることが出来ぬものが、むしろ多い。

たとえば、巻十三・八〇九には作者名表記がないので、八〇六の作者名「ひとまろ」が生きているのだが、諸本のうち、歓喜光寺本だけが貫之の作としている。そして実際に「貫之集」（私家集大成Ⅰ六二三）に存在しているのである。

ところで、この歓喜光寺本の作者名表記を見て気づくことに、同一人物の表記の不統一さがある。たとえば、他では「権中納言敦忠」（六三三・六三五・一一七六）「権中納言藤原敦忠」（七一〇）とあった人物が、一二八八では、

朱雀院の御卅九日のほどに、かの院のいけのおもにきりのたちたるを見侍て　　少将敦忠

と記されている。藤原定家は天福本に勘物をつけて、天慶六年（九四三）に薨じた敦忠が天暦六年（九五二）に崩じた朱雀院の四十九日の法事に歌をよむことはあり得ないという理由で、作者敦忠は朝忠の間違いではないかとし、また「敦忠集」（私家集大成Ⅰ・Ⅱとも九番）は醍醐天皇崩御の時の歌としているが、「敦忠集」自体が他撰歌集で信がおけぬし、宮中で崩じた醍醐天皇では朱雀院の池に喩える必然性は乏しい。あえて私見を示せば、「朱雀院の御四十九日」は、朱雀院を上皇御所とし、「朱雀院」（古今集・四二〇）とか「朱雀院のみかど」（古今集九二七）と呼ばれた宇多法皇のことであると思う。宇多法皇であれば承平元年（九三一）七月十九日の崩御であって、その四十九日は九月八日である。いっぽう、敦忠は、その直前の延長九年（承平元年に同じ）の三月十三日に左近衛少将に任ぜられ、承平三年（九三三）十二月二十一日に左近衛権中将になるまで、少将の任にあった。つまり、朱雀院と呼ばれた宇多法皇の四十九日の頃、後に権中納言となった敦忠は「少将」だったというわけである。そして歓喜光寺本は、まったく意外にも、その生資料の表記をそのままに伝えていたということなのである。

このように見て来ると、作者名表記の不統一が「拾遺集」成立に近い頃の人物に多いこともよく納得出来る。たとえば、藤原実方は、「拾遺集」成立の少し前、長徳四年（九九八）十二月に左近中将兼陸奥守で卒しているのだが、歓喜光寺本では巻二十・一三四〇の場合に限り、

大将藤原朝臣説経せさせ侍りける所に　　左近少将実方

というように「左近少将」としている。これは第一異本系（天理甲本の「右近少将」も「左近少将」の誤写とした）とのみ共通する現

象であり、他は、第二異本系を含めて「実方朝臣」となっている。

ところで、この「大将藤原朝臣」の説経とは、他本に「左大将済時、白河にて説経せさせ侍けるに」（天福本）とあるように「日本紀略」が「右大将済時自二去十八日一於二白河一修二八講一。今日当五巻。諸卿以下行向。施二捧物一」と記している寛和二年（九八六）六月二十日前後のことである。実方の官歴を「中古三十六歌仙伝」に見ると、永観元年（九八三）二月一日に左近少将に任ぜられ、寛和三年すなわち永延元年（九八七）の七月に右馬頭になるまで少将の任にあった。つまり済時の白河説経の時は、まさしく左近少将であったことになり、ここでも歓喜光寺本の作者名表記が歌のよまれた時点の官位を記す場合があることを知るのである。なお、ついでに言えば、詞書に「大将藤原朝臣」としていて、他本の「左大将済時」のように明確でないのは、それでもわかる場を背景とした表現というべく、やはり古い姿をとどめていると解してよさそうである。

実方に関連した例をもう一つあげておこう。巻十四・八五〇の詞書と作者名は、天福本など流布の本では、

元輔がむこになりてあしたに　　藤原実方朝臣

となっている。これをもって、清原元輔の娘である清少納言が藤原実方と結婚していた証の一つとするのが一般的であったが、岸上慎二氏は『清少納言伝記攷』において、

中将もとすけがむこになりての又のあしたに　　兵衛佐藤原のぶかた（信賢）

とある堀河本をあげ、「元輔」は富小路右大臣顕忠の長男である中将藤原元輔であり、その娘の婿になったのは藤原実方ではなく藤原信賢であったとされたのであったが、この歓喜光寺本では（写真参照）、

中将がむこになり侍て、あか月　　兵衛督藤原

とのみある。これもおそらく「中将」「兵衛督」だけで通じる場での資料を歓喜光寺本がそのままに用いているかと思われるのである。

以上、歓喜光寺本「拾遺集」の作者名を検討して、それがきわめて杜撰な書写態度をとっているにもかかわらず、「拾遺集」成立の段階まで溯り得る古い姿をとどめていることがわかって来たのであるが、歌集の根幹をなす和歌そのものの本文はどうなのか、次に検討しておかなければならないのである。

五

歌集は歌を伝えるものである。詞書や作者名はその歌を伝えるために必要なのである。そして、このような把握をすれば、詞書や作者名表記に比べて、和歌本文の異同が少ない理由がよくわかる。詞書や作者名表記には異同が多い歓喜光寺本「拾遺集」も、和歌の本文に限ると、それほどに異同は多くない。しかし、それでも、既に述べ来たった傾向に反することはなく、むしろ、その傾向をはっきりと確認することが出来るのである。

歓喜光寺本の和歌本文は、

巻十一・六六九

おもひみだれてやみぬべきかな　　（歓喜光寺本）
おもひみだれてやみぬべらなり　　（北野天満宮本）
みだれて物を思ふころかな　　（天福本・第一異本系）

のように第二異本系にのみ近い場合もあるし、

巻十三・八〇四

むなしきふしのくるゝいひけん　（歓喜光寺本）
むなしきふしをくるしといひけん　（第一異本系）
いたづらふしをくるしといふらん　（天福本・第二異本系）

巻十三・八三〇
おもひくらべぬときのなきかな　（歓・第一異本系）
思よそへぬ時のまぞなき　（天福本・第二異本系）

巻十四・八五二
いそぎしてこそ（ママ）くやしかりけれ　（歓喜光寺本）
いそぎいでゝもくやしかりけり　（第一異本系）
いそぎいでゝもかひなかりけり　（天福本・第二異本系）

巻十四・八六五
おいらかにいひだにはなて　（歓喜光寺本）
おいらかにいなとはいはで　（第一異本系）
なかなかにいひもはなたで　（天福本・第二異本系）

巻十四・九〇六
春かあきかに人のみえねば　（歓喜光寺本）
春か秋かに人のみゆれば　（第一異本系）
秋のはつかに人のみゆれば　（天福本・第二異本系）

というように、第一異本系に近い場合が多いのであるが、注意すべきは堀河本に書入れられたイ本本文と一致する場合が見られることである。すなわち、

巻十四・八六六
まつがかひなき（ママ）世にこそありけれ　（歓喜光寺本）
マツハカヒナキヨニコソアリケレ　（堀河本書入イ本）
心のまつはかひなかりけり　（他本）

巻十六・一〇四〇
たれとも枝にしられざりけり　（歓喜光寺本）
タガトモエダニシラズモアルカナ　（堀河本書入イ本）
たれともえだにしらずもあるかな　（第二異本系）
思ひやりてや春をくらさん　（天福本・第一異本系）

巻十八・一一八六
ちればものおもふことまさりけれ　（歓喜光寺本）
チレバモノオモフコトニザリケル　（堀河本イ本書入）
うつろふ色に人ならひけり　（他本）

というように、歓喜光寺本と堀河本イ本書入は意外に近似しているのであるが、このうち最後の例は「拾遺集」の原型となった「拾遺抄」までが、

みればものおもふことまさりけり　（島根大学本）
ちれば物思ふことまさりけり　（書陵部本・貞和本）

というように、歓喜光寺本に近似していて、ここでも歓喜光寺本の古さを確認するのである。

ところで、巻十七・一一二五は、「集」の本文としては、

みやまだのおくての稲をほしつみてまぼるかきね（ママ）にいくよねぬらん　（歓喜光寺本）
かりてほす山田の稲をほしわびてまもるかりいほにいくよへぬらん　（天福本）
カリテホス山田ノイネヲカゾヘツヽヲホクノトシヲツミテケルカナ　（堀河本イ本書入）

の三様があり、第一異本系・第二異本系も「まもるを」「まぼる」としたり、「かりいほ」を「かりほ」としたりするほかは、天福本

に一致しているのであるが、「拾遺抄」の本文はすべて堀河本書入イ本の本文に合致していて、「抄」から「集」へという成立展開の過程を見れば、堀河本書入イ本のそれが「集」の中では最も古形を伝えているかに思われる。

しかるに、「躬恒集」を見ると、

かりてほす山田のいねをかぞへつゝおほくのとしをつみてけるかな　（私家集大成Ⅰ一〇五）

という「抄」や「集」堀河本書入イ本の形もあるが（私家集大成Ⅱ九・Ⅲ九・Ⅳ三五六・Ⅴ四〇などもほぼ同じ）、

みやまだのおくてのかりをかりつみてまもるかりほにいくよねぬらむ　（私家集大成Ⅲ一三九）

みやまだのおくてのいねをかりほしてまもるかりねいくよへぬらん　（同Ⅳ一五四）

というような歓喜光寺本に近い本文も伝わっていて、共に根拠のあることを知るのである。(注7)

なお、ついでに言えば、巻十二・七三六の、

けさはまどひける　（歓喜光寺本）
我はまどひぬる　（他本）

も「能宣集」（Ⅲ一三九）は歓喜光寺本に一致するし、七三七の

などやいまのま　（歓喜光寺本）
など時のまも　（他本）

も「貫之集」（六七四・七八六）の本文が歓喜光寺本に一致しているのである。

本稿冒頭に一つの前提として述べたように、歓喜光寺本「拾遺集」は書写がきわめてよくない。まことに荒っぽいというほかなく、とんでもない誤写や脱落も多い。また該本だけでなく、その書本の書写もよくなかったようである。しかし、以上のように、その本文の性質を追求して来ると、その本文は異本系統の中でも、かなり独自なものであり、かつ古態をとどめていることをも認めざるを得ないのである。そしてこのような観点に立てば、

巻十二・七〇九

夢にゆめこひしき人にあひみるなさめてくやしきことまさりけり　（歓喜光寺本）

ゆめよゆめこひしき人にあひ見すなさめてののちにわびしかりけり　（他本）(注8)

巻十四・九一三

なげきこるいとおく山のおのゝおとのほと〳〵つらくなりにけるかな　（歓喜光寺本）

なげ木こる人いる山のおのゝえのほと〳〵しくもなりにけるかな　（他本）

巻十五・九七八

かぎりなくおもひそめたる紅の人のあくにもうつらざりけり　（歓喜光寺本）

限なく思ひそめてし紅の人をあくにぞかへらざりける　（他本）

巻十五・九七九

ありそ海のはまのまさごとたのめしはわするゝ時のかずにぞ有ける　（歓喜光寺本）

ありそ海の浦とたのめしなごり浪うちよせてけるわすれがひかな　（他本）

巻十六・一〇〇一

あたらしき年はくれどもいたづらにわが身ひとつぞふりまさりける　（歓喜光寺本）
あたらしき年はくれどもいたづらにわが身のみこそふりまさりけれ　（他本）

巻十六・一〇三〇

さきしときおそくもみえし梅の花ちるはおしくぞ思なりける　（歓喜光寺本）
さきし時猶こそ見しかもゝの花ちればおしくぞ思ひなりぬる　（他本）

など、歓喜光寺本のみに見られる独自異文も、末流本文・改竄本文として無視したり否定したりすることは許されないのである。

以上に考察して来た歓喜光寺本の性格を、一口に言えば、きわめて欠陥の多い本文でありながら、意外に古い形を伝えているということであった。従って、『拾遺和歌集の研究　校本篇・伝本研究篇』において、この本の上巻にあたる多久市立図書館本について、その独自性を十分に認めながらも、第一異本系の中に位置づけたことを、ここにあらためて修正しなければならないのである。

六

故池田亀鑑氏を中心とする従来の伝本研究・本文研究は、たとえば貫之自筆の「土佐日記」のような唯一無二の原本から諸本が派生するという前提からなされていた。しかし、著者や編者が一生に一度しかその作品を書写しなかったという保証はどこにもない。また、作品が学問研究の対象になり切れなかった頃には、それは享受者・書承者の鑑賞の喜び、心のはずみとともに伝えられていたのである。さらに、平安末期から中世になると、すぐれた古典作品の校勘は歌学の最重要な分野となり、他家・他流の本を校勘する機会もふえて来るのだが、その参勘は、別系統の本文を傍に注しておくというような「校合」ではなく、みずからの解釈によって可とすべき形に「校訂」して自家の説にしてしまうのが普通であったことを思えば、一見客観的な、しかしその実は木を見て森を見ざるがごとき、形式的な伝本研究や本文研究のあり方に疑問を感じざるを得ないのである。

すぐれた作品を創造した人もすばらしいが、すぐれた作品を今日に伝えた人もすばらしい。つまり作品を愛して享受した人々、作品を愛して書承した人々、作品を愛して校訂した人々のすばらしさが遙かに遠き時代のすぐれた文学を今日に伝えているのだという観点から、作品の創造と伝流を一体化し、その流れの中に文学の本質を解明するとともに文学史の構築を目指すというのが、従来の伝本研究・本文研究のあり方に対立する私なりの姿勢であり方法であったのだが、一見杜撰きわまりない本文を持つ歓喜光寺本「拾遺集」は、私のそのような思い込みを支えてくれる貴重な伝本なのである。

（注1）「拾遺抄から拾遺集へ—異本拾遺集をめぐって——」（『国語国文』昭和36年2月号）
（注2）以下の引用、いずれも読みやすくするために濁点を付した。
（注3）「拾遺集」の伝本については、拙著『拾遺和歌集の研究　校本篇・伝本研究篇』を参照されたい。
（注4）該本は一一九四を欠くが、書写時の欠落であって、本来は重出していたと見たい。

（注5）　該本は前述のごとく九六五から九七六までを脱している。書本もしくは祖本の落丁であろうから、重出と見た。

（注6）　堀―「拾遺集」堀河本、天甲―「拾遺集」天理甲本、北―「拾遺集」北野天満宮本、抄島―「拾遺抄」島根大学本、抄宮―「拾遺抄」宮内庁書陵部本。

（注7）　なお、天福本や第一第二異本系など通行の「拾遺集」に見られる形は、私家集大成「躬恒集」Ⅱ二三九の勅撰集による増補部分にしか見られない。

（注8）　以下（他本）としてとりあげたものに、助詞などの少異があるが、便宜上一括して、少異は無視した。

（付記）　歓喜光寺本「拾遺集」の閲覧調査については、歓喜光寺住職河野良康氏と寄託先の京都国立博物館資料室長木下政雄氏の御理解と御厚情を得た。付記してあつく御礼申しあげる次第である、